

～弁護士の女房のつぶやき～



この夏、政治家の不倫ニュースが巷をにぎわし、私も朝のワイドショー・昼の番組などで興味津々で観ていました。山尾さん、週4日も外泊なんて、すごい体力です。でも、議員である前に、彼女は家庭の主婦であり、母であるのに、その間5歳の子どもさんは、いったい誰が面倒を見ていたのでしょうか。子どもは、お母さんがいない毎日で寂しい思いをしたでしょうね。それとも慣れっこになっているのかな。山尾さん、週刊誌に年下イケメン弁護士との交際が出てしまい、その夜に記者会見となり自分のことを述べるだけで質問を受け付けないという一方的な会見。民進党を離脱ということで今回のことに終止符を打ったおつもりでしょうが、二人で一緒に写真や1泊35,000円もするホテルに彼と前後して入館する様子を週刊誌に撮られておきながら、「ホテルには一人で泊まりました。」だなんて見え透いたことを言って、誰が信じますか。一人で泊まるのだったら、スリムな体なのにWベッドは広すぎるでしょう。この夏の流行語は、「一線は超えていません」でした。一線を越えておらず、やましいところがないのであれば胸を張って堂々としていればいいと思います。でも、そういう関係があったのならば、「申し訳ございませんでした。不徳の致すところで、出来心でした」と詫びてもらう方がすっきりするし、政治家も人間だなあ、と思って親しみがわきますよね。夏から秋に移行して、日々、情勢は変わり、衆議院が解散となり、総選挙です。この夏にワイドショーを賑わせた方たちが、その活躍がどのような結果となるのか、興味深いですね。



榎八重事務所は、弁護士・事務員ともにたくさんの経験を積んだベテラン事務所です。法務のほか、税務も本格的に始めております。法律と税務の面と両方で依頼者様をサポートしていきます。お気軽にご相談ください。



営業時間が長くなり、よりご利用しやすくなりました。HPもご覧くださいね。

榎八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.14 平成29年秋号

宮崎市橋通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiya news

2017年
秋号



秋風に揺れる花びら
楚々として



とてつもなく暑かった夏が嘘のように、風涼しく秋が訪れました。

今回の花は「彼岸花」。その花言葉は、「悲しい思い出」「情熱」「独立」「再会」「あきらめ」。

彼岸花は別名「曼珠沙華」で、これは、「天上の花」という意味で、慶事が起きる前触れには天から赤い花がふってくるという仏教の經典によるそうです。お彼岸の頃に一斉に開花することから何となくマイナスなイメージの花ですが、実は縁起の良い花なのです。



ご存知ですか？

成年後見制度について ②



日本は、超高齢化社会を迎え 100 歳を生きる時代に入ると言われています。判断能力が衰えることなく元気で長生きができれば申し分ないのですが、なかなかそうはいかないのが現実です。一人暮らしの高齢者が悪質な訪問販売にだまされて高額な商品を買わされたり、振込詐欺等の被害者になるケースはまだよく耳にします。成年後見の意義はこのようなことを食い止めることができることです。成年後見の利用者は毎年 10,000 人以上のペースで増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。

1 成年後見を利用するメリットとデメリット

メリット

1. 成年後見人が本人の代理人になることができる（財産管理）。
 - ・年金の受領、税金の支払等、預金口座の管理ができる。
 - ・不動産などの売買ができる。・施設との契約なども可能。
2. 本人が行った不利な契約を取り消すことができる。
 - ・訪問販売で高額な商品を買ってしまったとか、よくわからないのに家の修繕の契約をしてしまった等の契約を取り消せます。
3. 家庭裁判所の関与
 - ・親族や第三者による本人の財産の搾取等を防ぐことができる。

デメリット

1. 手続きに時間を要する。
2. 被後見人は企業の取締役や医師、税理士などの責任がある立場につけない。
3. 後見人を簡単に変更することができないし、途中で打ち切ることもできない。
4. 通常、月額 2 万円程度の金銭負担がかかる。
5. 本人の財産は本人のためにしか使えない。

2 成年後見制度の標準的な手続きの流れ

申立準備

家庭裁判所で「後見開始申立」の手続きをする。
必要書類の収集→申立書類の作成→提出

審理

申立書類の審査・申立人などの面接をする→調査官による調査、親族への照会・鑑定など

審判

後見などの開始。後見人を誰にするかを裁判官が判断し、申立人と後見人に決定内容の通知「審判書」が送付される。

審判確定

成年後見人などの仕事が始まる。



後見登記

通知書が送付されて 2 週間後に通知内容が確定し、東京法務局に審判決定事項が登記される。

▲法定後見の手続きをする際は、家庭裁判所で「後見申立書類セット」を入手してください。準備する書類や作成する書式などは各都道府県の裁判所によって様式が異なるので、居住されている裁判所にお尋ねください。

▲65 歳を過ぎると 5 人に一人が認知症になると言われています。成年後見人に頼めば自分で判断ができなくなっても財産や権利を守ることができます。家族が日常生活の面倒を見るのが多く、必要性を感じない方もおられますが、家族による金銭の使い込みの恐れもあることから、成年後見制度の一層の周知・普及が望まれます。

参考 「成年後見申立の手引き」